

公立森町病院

設備機器等総合保守管理業務委託仕様書

公立森町病院の設備機器等総合保守管理業務については、この仕様書に基づき実施するものとする。

1 目的

公立森町病院(以下「病院」という。)における電気、空調、給排水、その他の設備の効率的な運転操作、適切な保守整備点検調整を行い、常に事故の予防に努めるとともに、異常を発見または予測した場合は直ちに適切な措置をとることにより、安全かつ快適な環境をつくるとともに適法性を確保し、各設備機器の耐久化とその機能を充分発揮することを目的とする。

2 業務の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

3 業務の場所

公立森町病院（周智郡森町草ヶ谷391番地の1）

院内保育施設「かわせみ保育園」（周智郡森町向天方1263番地の23）

4 業務対象施設等及び業務内容

(1) 受電設備

受電設備の保安管理及び点検

(2) 中央監視設備

中央監視装置の保守管理及び点検

(3) 空調自動制御設備

空調自動制御機器の保守管理及び点検

(4) 消防用設備

ア 消防用設備の保守管理及び点検

イ 消防法第17条3の3の規定に基づき、当該資格者により消防用設備の点検を実施し、点検表を作成し委託者に提出すること。

(5) 昇降機設備

昇降機の保守管理及び点検

(6) 自動扉設備

自動扉開閉装置の保守管理と点検

(7) 空気調和設備

空気調和設備機器の保守管理と点検

(8) 給排水設備

給排水設備の保守管理及び点検

(9) 環境衛生

環境衛生に係わる保守管理と測定

(10) 医療ガス設備

医療ガス設備の保守管理及び点検

(11) その他設備

建築基準法第12条に基づく検査、フロン排出抑制法等点検及び報告

5 管理業務の範囲

公立森町病院設備機器等総合保守管理要領(1)～(11)に定める範囲とする。

公立森町病院

設備機器等総合保守管理要領

(1) 電気設備

- 1 委託業務の内容（設備の内訳は、別紙1設備一覧表のとおり）
 - (1) 受託者は、上記の場所に設置した電気設備を常に良好な状態に保つため、毎月1回技術員を派遣し、点検・測定及び試験（経済産業省令で定める電気設備及び発電用設備の技術基準並びに電気用品取締法技術基準）を行い、電気保安責任者の行なう業務を補佐する。
 - (2) 受託者は万一事故等により要請を受けたときは直ちに技術員を派遣して適切な処置をとる。
 - (3) 点検作業において、異常箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を行い、再発防止についてとるべき措置を助言すること。
 - (4) 電気事業法第107条第2項に規定する立入検査の立会いを行なうこと。
 - (5) 電気工作物の工事・維持及び運用について、森町病院保安規定を遵守するよう指導又は、助言を行なう。
- 2 業務実施期日
受 電 設 備 … 月次点検（月1回）、年次点検（11月）
非常用発電設備 … 機器点検（1回）、総合点検（1回）
蓄 電 池 設 備 … 総合点検（1回）
ただし、実施期日については、協議の上変更できる。
- 3 経費の負担
点検作業に要する器具、材料、消耗品（点検に要する品）は受託者の負担とする。
尚、点検作業に必要とする電気・水及び取替部品は委託者の負担とする。
- 4 報告の義務
受託者は、点検・測定・試験が終了したときは、速やかに電気設備等点検結果報告書を提出し、委託者の承認を得ること。
- 5 技術員の服務規律
 - (1) 制服を着用し、胸に社名、氏名入りの名札を付けること。
 - (2) 常に礼儀正しく、丁寧な言動をとること。
 - (3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立ち入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。
また、時間外作業においても、同様に委託者の承認を得ること。
- 6 その他
この要領に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議し、状況に応じた適切な処置を、誠意をもって行うこと。

別紙1 設備一覧表
受電設備

項 目	内 容
(受電設備) 設 備 容 量	1,300KVA
受 電 電 圧	6,600V
(非常用予備発電装置)	
S P U 2 5 0 ガ ス タ ー ビ ン 発 電 装 置 容 量	1台 250KVA
発 電 電 圧	220V
(交流無停電電源装置)	
2 0 1 V 1 S - 3 0 0 - 2 M S D X	1台
(直流無停電電源装置)	
A O - 3 2 - 1 2 0 - 5 0 B D - M E	1台

公立森町病院

設備機器等総合保守管理要領

(2) 中央監視装置

- 1 委託業務の内容（設備の内訳は、別紙2設備一覧表のとおり）
 - (1) 受託者は、上記の場所に設置した中央監視装置設備を常に良好な状態に保つため、12ヶ月に1回技術員を派遣し、当該装置の総合点検・整備及び調整を行なう。
 - (2) 受託者は万一事故等により要請を受けたときは直ちに技術員を派遣して適切な処置をとる。
 - (3) 点検作業において、異常箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を行い、再発防止についてとるべき措置を助言すること。
- 2 業務実施期日
保守委託期間中1回の総合点検整備を行なう。
ただし、実施期日については、協議の上変更できる。
- 3 経費の負担
点検作業に要する器具、材料、消耗品（点検に要する品）は受託者の負担とする。
尚、点検作業に必要とする電気・水及び取替部品は委託者の負担とする。
- 4 報告の義務
受託者は、点検及び修理が終了したときは、速やかに中央監視装置設備点検結果報告書を提出し、委託者の承認を得ること。
- 5 技術員の服務規律
 - (1) 制服を着用し、胸に社名、氏名入りの名札を付けること。
 - (2) 常に礼儀正しく、丁寧な言動をとること。
 - (3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立ち入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。
また、時間外作業においても、同様に委託者の承認を得ること。
- 6 その他
この要領に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議し、状況に応じた適切な処置を、誠意をもって行うこと。

別紙 2 設備一覧表
中央監視装置

内 容	数 量	回 数
中 央 監 視 (1) S A V 1 C - G 5	1 式	1
(2) リモートユニット	1 式	
I D C	8 台	1
I D G P	14 台	1
I C C	9 台	1/2
(3) 発停管理ポイント	1 式	
デジタ	465 点	1
ル	426 点(一点計測)	1/2
アナロ	23 点	1
グ		
積 算		

公立森町病院

設備機器等総合保守管理要領

(3) 空調自動制御機器

- 1 委託業務の内容（設備の内訳は、別紙3設備一覧表のとおり）
 - (1) 受託者は、上記の場所に設置した空調自動制御機器設備を常に良好な状態に保つため、12ヶ月に1回技術員を派遣し、当該装置の総合点検・整備及び調整を行なう。
 - (2) 受託者は万一事故等により要請を受けたときは直ちに技術員を派遣して適切な処置をとる。
 - (3) 点検作業において、異常箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を行い、再発防止についてとるべき措置を助言すること。
- 2 業務実施期日
保守委託期間中1回の総合点検整備を行なう。
ただし、実施期日については、協議の上変更できる。
- 3 経費の負担
点検作業に要する器具、材料、消耗品（点検に要する品）は受託者の負担とする。
尚、点検作業に必要とする電気・水及び取替部品は委託者の負担とする。
- 4 報告の義務
受託者は、点検及び修理が終了したときは、速やかに空調自動制御機器設備点検結果報告書を提出し、委託者の承認を得ること。
- 5 技術員の服務規律
 - (1) 制服を着用し、胸に社名、氏名入りの名札を付けること。
 - (2) 常に礼儀正しく、丁寧な言動をとること。
 - (3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立ち入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。
また、時間外作業においても、同様に委託者の承認を得ること。
- 6 その他
この要領に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議し、状況に応じた適切な処置を、誠意をもって行うこと。

別表 3 設備一覧表
空調自動制御機器

機 器 内 容	回 数
熱源制御	1
二次ポンプ廻り制御 (2SET)	1
熱交換機制御	1
2 管式ファンコイル冷温水切替 (4SET)	1
冷却塔制御 (2SET)	1
水位制御 (1)	1
水位制御 (2)	1
空調機制御 (1) (9SET)	1/2
" (2) (1SET)	1
" (3) (1SET)	1
" (4) (1SET)	1
" (5) (1SET)	1
" (6) (1SET)	1
" (7) (1SET)	1
V A V 制御 (AC-25系統) (3SET)	1
" (AC-15系統) (2SET)	1
C A V 制御 (AC-15系統) (10SET)	1
MD 開閉制御	1
貯湯槽制御 (2SET)	1
ファンコイルユニット制御 (170SET)	1/2
CO2ダンパ制御	1

公立森町病院

設備機器等総合保守管理要領

(4) 消防設備

- 1 委託業務の内容（設備の内訳は、別紙4設備一覧表のとおり）
 - (1) 受託者は、上記の場所に設置した消防用設備を常に良好な状態に保つため、6ヶ月に1回技術員を派遣し、関係法令に合致した点検を行い、防火管理者が行う業務を補佐する。
 - (2) 受託者は万一事故等により要請を受けたときは直ちに技術員を派遣して適切な処置をとる。
 - (3) 点検作業において、異常箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を行い、再発防止についてとるべき措置を助言すること。
 - (4) 委託者が行なう消防訓練に協力すること。
- 2 業務実施期日
機器点検は9月、総合点検は3月に行うものとする。
ただし、実施期日については、協議の上変更できる。
- 3 経費の負担
点検作業に要する器具、材料、消耗品（点検に要する品）は受託者の負担とする。
尚、点検作業に必要とする電気・水及び取替部品は委託者の負担とする。
- 4 報告の義務
受託者は、点検及び修理が終了したときは、速やかに消防用設備等点検結果報告書を提出し、委託者の承認を得ること。
- 5 技術員の服務規律
 - (1) 制服を着用し、胸に社名、氏名入りの名札を付けること。
 - (2) 常に礼儀正しく、丁寧な言動をとること。
 - (3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立ち入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。
また、時間外作業においても、同様に委託者の承認を得ること。
- 6 その他
この要領に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議し、状況に応じた適切な処置を、誠意をもって行うこと。

別紙 4 設備一覧表

1 自動火災報知設備

機 器	数 量
受信機 R 型 1 1 0 0 型	1 台
表示機 R 型	1 台
中継器 R 型	3 4 個
差動式スポット型感知器	3 5 6 個
定温式スポット型感知器	4 4 個
煙感知器	8 個
煙感知器 (アナログ)	4 6 個
発信機 P 型 1 級・2 級	1 8 個
消火栓起動連動装置	1 式
表示灯	1 8 個
常用電源	1 式
予備電源	1 式
配線点検 (絶縁抵抗測定含む)	1 式

2 非常通報設備

機 器	数 量
非常通報装置	1 台
専用電話器	2 台
連動停止スイッチ箱	1 台
常用電源	1 式

3 非常用放送設備

機 器	数 量
増幅器 出力 3 6 0 W	1 台
スピーカー回線 (L 2 0)	1 式
自動火災報知設備連動	1 式
遠隔操作器	1 台
スピーカー	2 3 5 個
音量調整器	1 0 8 個
常用電源	1 式
非常電源	1 式
チューナー	1 式
B G M	1 式

4 誘導灯及び誘導標識設備

機 器	数 量
小型避難口誘導灯	5 0 灯
小型室内通路誘導灯	1 1 灯
誘導灯信号装置	1 台

5 ガス漏れ火災警報設備

機 器	数 量
受信機（個別）	2 個
検知器 一般用	
常用電源	1 式
予備電源	2 式

6 防火・防排煙設備

機 器	数 量
シャッター煙連動（ヒューズ無）	1 2 個
煙感知器	4 個
非常扉	1 1 個
可動垂れ壁 緩降式 煙連動付	8 枚
防排煙ダンパー 自動解錠	2 個
予備電源	1 式

7 スプリンクラー消火設備

機 器	数 量
加圧送水装置・ポンプモーター	1 組
起動装置（P・T）	1 式
操作盤	1 台
流水検知装置・自動警報弁	4 台
スプリンクラーヘッド・閉鎖型	1 0 3 4 個
採水口	2 組
送水口	2 組
呼水装置	1 台
常用電源	1 式

8 二酸化炭素消火設備

機 器	数 量
二酸化炭素容器	4 本
容器弁開放装置 ガス圧式	4 個
起動用小容器	1 本
起動容器開放装置 電気式	1 個
起動用操作函	1 個
スピーカー	1 個
連動盤	1 台
音声盤	1 台
二酸化炭素放出表示灯	1 個
電源装置	1 台
圧力スイッチ	1 個
二酸化炭素噴射ヘッド	2 個

9 簡易自動消火装置（ダクト消火）設備

機 器	数 量
制御盤	3 台
装置本体	1 2 台
感知部	6 個
ノズル	1 2 個
手動起動装置	1 2 個
電源	1 式

10 消火器

機 器	数 量
粉末ABC消火器10型	60本
	(※内 年12本取替)
粉末ABC消火器20型	7本
	(※内 年1本取替)
非磁性体用消火器(2kg)※任意設置	1本
合 計	68本

公立森町病院

設備機器等総合保守管理要領

(5) 昇降機設備

- 1 委託業務の内容（設備の内訳は、別紙5設備一覧表のとおり）
 - (1) 受託者は、上記の場所に設置した昇降機設備を常に良好な状態に保つため、月に1回技術員を派遣し、エレベータ各部を点検及び調整、注給油を行い稼動状況に応じた整備をすること。
 - (2) 受託者は万一事故等により要請を受けたときは直ちに技術員を派遣して適切な処置をとる。
 - (3) 点検作業において、異常箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を行い、再発防止についてとるべき措置を助言すること。
 - (4) 法定検査（年1回）を行うこと。
- 2 故障対策
24時間出勤体制をとり不時の故障に対し、対応すること。
- 3 業務実施期日
点検及び調整、注給油は月に1回行うものとする。
- 4 経費の負担
点検作業に要する器具、材料、消耗品（点検に要する品）は受託者の負担とする。
尚、点検作業に必要とする電気・水及び取替部品は委託者の負担とする。
- 5 報告の義務
受託者は、点検及び修理が終了したときは、速やかに昇降機設備点検結果報告書を提出し、委託者の承認を得ること。
- 6 技術員の服務規律
 - (1) 制服を着用し、胸に社名、氏名入りの名札を付けること。
 - (2) 常に礼儀正しく、丁寧な言動をとること。
 - (3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立ち入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。
また、時間外作業においても、同様に委託者の承認を得ること。
- 7 その他
この要領に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議し、状況に応じた適切な処置を、誠意をもって行うこと。

別紙 5 設備一覧表

機 器	内 容	台 数
寝台用エレベーター (インバーター制御)	V G 07-B-1000-2 S 60 3 (s t o p s) 地震管制運転 火災管制運転 自家発管制運転 車椅子兼用仕様 音声合成オートアナウンス 視覚障害者対応仕様	2
荷物用エレベーター (間接油圧式)	H U - F 750kg、45mm/mim 3 (s t o p s) 地震管制運転 火災管制運転 自家発管制運転	1
合	計	3

公立森町病院

設備機器等総合保守管理要領

(6) 自動扉開閉装置

- 1 委託業務の内容（設備の内訳は、別紙6設備一覧表のとおり）
 - (1) 受託者は、上記の場所に設置した自動扉開閉装置を常に良好な状態に保つため、3ヶ月に1回技術員を派遣し、点検調整を行うものとする。
 - (2) 受託者は万一事故等により要請を受けたときは直ちに技術員を派遣して適切な処置をとる。
 - (3) 点検作業において、異常箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を行い、再発防止についてとるべき措置を助言すること。
- 2 業務実施期日
機械及び付属機器の点検は5月、8月、11月、2月とする。
ただし、実施期日については、協議の上変更できる。
- 3 経費の負担
点検作業に要する器具、材料、消耗品（点検に要する品）は受託者の負担とする。
尚、部品の取替及び分解整備の実費は委託者の負担とする。
- 4 報告の義務
受託者は、点検及び調整が終了したときは、速やかに自動扉開閉装置点検結果報告書を提出し、委託者の承認を得ること。
- 5 技術員の服務規律
 - (1) 制服を着用し、胸に社名、氏名入りの名札を付けること。
 - (2) 常に礼儀正しく、丁寧な言動をとる。
 - (3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立ち入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。
また、時間外作業においても、同様に委託者の承認を得ること。
- 6 その他
この要領に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議し、状況に応じた適切な処置を、誠意をもって行うこと。

別紙 6 設備一覧表

自動扉開閉装置

符 号	場 所	機 種	セ ン サ ー	台
STD-1	風除室（正面玄関）	引 分（DSN-75）	光電センサー	1
STD-2	風除室（正面玄関）	引 分（DSN-75）	光電センサー	1
STD-3	風除室（時間外）	引 分（DSN-75）	光電センサー	1
STD-4	風除室（時間外）	引 分（DSN-75）	光電センサー	1
STD-11	1 F 厨房	引 分（VS-150）	ワイヤレスタッチ	1
	1 F 厨房下処理室	片 引（V-60）	キックスイッチ	1
STD-19	2 F 手術前室	引 分（DS-41）	フットスイッチ	2
SD-28	1 F 食堂	片 引（DSN-60）	光電センサー	1
SD-29	1 F 救急処置室	引 分（V-85）	ワイヤレスタッチ	1
LD-9	1 F 身障者トイレ	アキューユニット(DSN-60)	ワイヤレスタッチ	2
LD-9	2・3 F 身障者トイレ	アキューユニット(DSN-60)	ワイヤレスタッチ	2
LD-37	2 F 中材室	4 枚折戸(DH-41)	フットスイッチ	1
LD-38	2 F 中材室洗浄室	アキューユニット(DS-11)	フットスイッチ	2
LD-38	2 F 既消毒室	アキューユニット(VS-60)	フットスイッチ	1
AW-21	2 F デイルーム	片 引（DSN-75）	ワイヤレスタッチ	1
	手術室 1	マーカス(DSN-150)	フットスイッチ	1
	手術室 2	マーカス(DSN-150)	フットスイッチ	1
		合 計		21 台

公立森町病院

設備機器等総合保守管理要領

(7) 空調設備

- 1 委託業務の内容（設備の内訳は、別紙7設備一覧表のとおり）
 - (1) 受託者は、上記の場所に設置した空調設備を常に良好な状態に保つため、技術員を派遣し、関係法令等に合致した点検を行うこと。
尚、点検回数は設備一覧表のとおりとする。
 - (2) 受託者は万一事故等により要請を受けたときは直ちに技術員を派遣して適切な処置をとる。
 - (3) 点検作業において、異常箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を行い、再発防止についてとるべき措置を助言すること。
- 2 業務実施期日
設備機器ごとに年間計画表を作成し、委託者の承認を得ること。
- 3 経費の負担
点検作業に要する器具、材料、消耗品（点検に要する品）は受託者の負担とする。
尚、点検作業に必要とする電気・水及び取替部品は委託者の負担とする。
- 4 報告の義務
受託者は、点検及び修理が終了したときは、速やかに空調設備点検結果報告書を提出し、委託者の承認を得ること。
- 5 技術員の服務規律
 - (1) 制服を着用し、胸に社名、氏名入りの名札を付けること。
 - (2) 常に礼儀正しく、丁寧な言動をとること。
 - (3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立ち入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。
また、時間外作業においても、同様に委託者の承認を得ること。
- 6 その他
この要領に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議し、状況に応じた適切な処置を、誠意をもって行うこと。

別紙 7 設備一覧表

1. パッケージエアコン・ファンコイルユニット

機 器	台 数	機 器	台 数
◆パッケージエアコン		FXYKP22EA	1 台
APM-11 2階系統		FXYCP28EA	1 台
RQCEP355BBE (室外機)	1 台	APM-14 調剤室・薬品庫系統	
FXYCP22EA	3 台	RSXYJ112K (室外機)	1 台
FXYCP28EA	4 台	FXYRJ22K	1 台
FXYFP36EA	2 台	FXYCJ22KA	1 台
FXYFP56EA	1 台	FXYCJ28KA	1 台
APM-21 3階系統		APM-15 操作室・CT室系統	
RQCEP450BBE (室外機)	1 台	RQYP140B (室外機)	1 台
FXYCP28EA	4 台	KXYKP71M	2 台
FXYCP36EA	4 台	APM-22 泌尿器科系統	
FXYCP45EA	2 台	RQCEP280BBE (室外機)	1 台
210号室 (SZRB45BJT)		FXYFP56EA	1 台
RZRP45BFT (室外機)	1 台	FXYFP80EA	2 台
FHBP45FA	1 台	APM-23 中材室・既消毒室系統	
APM-12 救急処置室系統		RQYP160DCE (室外機)	1 台
RQCEP280BB (室外機)	1 台	FXYSP71EA	2 台
FXYKP28CB	3 台	PAC-1 操作室	
FXYCP36CD	2 台	RZYP50HT (室外機)	1 台
FXYCP45CD	1 台	FHYGP50P9	1 台
APM-13 栄養科系統		PAC-2 MRI室	
RXTF112F (室外機)	1 台	RZYP80HT (室外機)	1 台
FXYCP22EA	1 台	FHYMP80P	1 台
<p>パッケージエアコンは、常時(24時間)機械監視を行い、室内機点検を年1回実施する。</p> <p>※三菱製は、24時間監視除外</p> <p>ファンコイルユニットは、年2回点検を実施する。</p>			

機 器	台 数	機 器	台 数
PAC-3 前室		FHKP40DJ	1 台
RZYP40HT (室外機)	1 台	AP-23 117号室	
FHYCP40H	1 台	RZRP40BDT (室外機)	1 台
PAC-4 機械室		FHKP40DJ	1 台
RZRP140BC (室外機)	1 台	AP-24 125号室	
FHCP140EG	1 台	RZRP40BDT (室外機)	1 台
AP-11 多目的診察室		FHKP40DJ	1 台
RTYJ45FT (室外機)	1 台	AP-25 126号室	
FHYKJ45F	1 台	RTYJ50FT (室外機)	1 台
AP-12 ELV機械室		FBJ50A	1 台
RTJ50FT (室外機)	1 台	AP-26 127号室	
FAYJ50F	1 台	RTYJ50FT (室外機)	1 台
AP-13 電気室		FBJ50A	1 台
RZRP140BC (室外機)	1 台	AP-31 215号室	
FHCP140EG	1 台	RZRP40BDT (室外機)	1 台
AP-14 電気室		FHKP40DJ	1 台
RP140BA (室外機)	1 台	AP-32 216号室	
FHP140AL	1 台	RZRP40BDT (室外機)	1 台
AP-21 第2研修室		FHKP40DJ	1 台
RTYJ50FT (室外機)	1 台	AP-33 221号室	
FHYGJ50	1 台	RTYJ40FT (室外機)	1 台
AP-22 116号室		FHYKJ40F	1 台
RZRP40BDT (室外機)	1 台		
<p>パッケージエアコンは、常時(24時間)機械監視を行い、室内機点検を年1回実施する。</p> <p>※三菱製は、24時間監視除外</p> <p>ファンコイルユニットは、年2回点検を実施する。</p>			

機 器	台 数	機 器	台 数
AP-34 222号室		PAC-6 サーバー室南	
RTYJ40FT (室外機)	1 台	RP56BAV (室外機)	1 台
FHYKJ40F	1 台	FHP56AL	1 台
AP-35 言語聴覚室		リハビリ作業療法室 ※三菱製	
RTYJ40FT (室外機)	1 台	MPUZ-HRP112HA3 (室外機)	1 台
FHYKJ40F	1 台	MPLZ-RP112BA	1 台
AP-36 320号室			
RTYJ40FT (室外機)	1 台	◆ファンコイルユニット	
FHYKJ40F	1 台	F W H C 3 A S	6 台
AP-37 315号室		F W H C 4 A S	2 台
RZRP40BDT (室外機)	1 台	F W H C 6 A S	1 台
FHKP40DJ	1 台	F W H C 2 A D	5 台
AP-38 313号室		F W H C 3 A D	9 2 台
RZZP40CAT (室外機)	1 台	F W H C 4 A D	3 0 台
FHGP40BA	1 台	F W H C 6 A D	4 台
リハビリスタッフ室北		F W B C F 6 A	2 5 台
RZYP80CAT (室外機)	1 台	F W B C F 6 A	3 台
FHCP80BD	1 台	F W H C H 3 0 S 2	1 4 台
リハビリスタッフ室南		F W H S 4 A	1 3 台
RZYP80CAT (室外機)	1 台	F W H S 8 A	2 3 台
FHCP80BD	1 台	F W V M 3 7 A	7 台
PAC-5 サーバー室北		F W V M 4 7 A	4 台
RP56BAV (室外機)	1 台	F W I L M 3 1 B	9 台
FHP56AL	1 台	F W H 3 7 A	2 台
		F W H 6 7 A	7 台
<p>パッケージエアコンは、常時(24時間)機械監視を行い、室内機点検を年1回実施する。</p> <p>※三菱製は、24時間監視除外</p> <p>ファンコイルユニットは、年2回点検を実施する。</p>			

2. 空冷チラー

機 器	台 数	回数 (年)
C A H - J 1 5 0 0 A F	1	2
冷温水ポンプ(PCH-13)	1	2

常時(24時間)機械監視を行い、シーズン切替点検を年2回実施する。
異常発生時の一次対応は契約内で実施する。

3. 吸収式冷温水発生機及び付属設備

機 器	台 数	回数 (年)
C H - K G H 1 6 0 U 8 8	2	2
冷却塔SKB-150	2	2
冷却水系薬剤(規定量)	2	2
冷 温 水 ポ ン プ (P C H - 1 1)	1	2
〃 (P C H - 1 2)	1	2
温 水 2 次 ポ ン プ (P H - 2 1)	1	2
〃 (P H - 2 2)	1	2
〃 (P H - 2 3)	1	2
冷 水 2 次 ポ ン プ (P C - 2 1)	1	2
〃 (P C - 2 2)	1	2
〃 (P C - 2 3)	1	2
冷 却 水 ポ ン プ (P C D - 0 1)	1	2
〃 (P C D - 0 2)	1	2

吸収式冷温水発生機(CH-KGH160U88)の常時(24時間)機械監視を行い、シーズン切替を年2回実施する。異常発生時の一次対応は契約内で実施する。

4. ボイラー及び圧力容器

機 器	数 量	回数 (年)
(整備 ・ 清掃) ボ イ ラ ー (S F T - 1 5 0 0)	2 基	1
熱 交 換 機 (加 熱 管 取 外 し 清 掃)	1 基	1
フ ラ ッ シ ュ タ ン ク	1 基	1
蒸 気 滅 菌 装 置	1 基	1
性 能 検 査 立 合 い	5 基	1

5. 地下タンク

機 器	数 量	回 数
地 下 タ ン ク (2 基)	微 減 圧 検 査 (窒 素 ガ ス 含 む)	1 回 / 3 年

6. 送排風機・ポンプ

機 器	数 量	回数 (年)
送 排 風 機	7 5 台	2
全 熱 交 換 機 (ロ ス ナ イ)	5 7 台	1
真 空 ポ ン プ (P V - 0 1)	2 台	2
給 水 ポ ン プ (P V - 0 1)	2 台	2

7. オゾン発生装置

機 器	数 量	回数 (年)
E A C - S G 2 4 4 〔発生機本体、コンプレッサー 冷凍式ドライヤー等〕	1台	2
濃 度 測 定	1式	2
フ ィ ル タ ー 交 換 及 び 清 掃	1式	2

8. エアハンドリングユニット

機 器	数 量	回数 (年)
床 置 型 (一 般 型)	4台	1
床 置 型 (コンパクト型)	5台	1
天 吊 型 (ターミナル型)	6台	1

9. 硬水軟化装置・薬品注入装置

機 器	数 量	回数 (年)
硬 水 軟 化 装 置 〔コントロールバルブ、イオン交換樹脂〕	1台	1
薬 品 注 入 装 置 [ボ イ ラ ー]	2台	1
薬 品 注 入 装 置 [冷 温 水 処 理 等]	2台	1

公立森町病院

設備機器等総合保守管理要領

(8) 給排水設備

- 1 委託業務の内容（設備の内訳は、別紙 8 設備一覧表のとおり）
 - (1) 受託者は、上記の場所に設置した給排水設備を常に良好な状態に保つため、技術員を派遣し、関係法令等に合致した点検を行うこと。
尚、点検回数は設備一覧表のとおりとする。
 - (2) 受託者は万一事故等により要請を受けたときは直ちに技術員を派遣して適切な処置をとる。
 - (3) 点検作業において、異常箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を行い、再発防止についてとるべき措置を助言すること。
 - (4) 法定検査（ストレージタンク）を年 1 回行うこと。
- 2 業務実施期日
設備機器ごとに年間計画表を作成し委託者の承認を得ること。
- 3 経費の負担
点検作業に要する器具、材料、消耗品（点検に要する品）は受託者の負担とする。
尚、点検作業に必要とする電気・水及び取替部品は委託者の負担とする。
- 4 報告の義務
受託者は、点検及び修理が終了したときは、速やかに給排水設備点検結果報告書を提出し、委託者の承認を得ること。
- 5 技術員の服務規律
 - (1) 制服を着用し、胸に社名、氏名入りの名札を付けること。
 - (2) 常に礼儀正しく、丁寧な言動をとる。
 - (3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立ち入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。
また、時間外作業においても、同様に委託者の承認を得ること。
- 6 その他
この要領に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議し、状況に応じた適切な処置を、誠意をもって行うこと。

別紙 8 設備一覧表

給排水衛生設備

機 器 名	内 容	数 量	回数 (年)
貯 水 槽 清 掃	飲用受水槽	5 0 m ³	1
	飲用高架水槽	1 4 m ³	1
	雑用受水槽	1 2 0 m ³	1
	雑用高架水槽	1 6 m ³	1
ポ ン プ 点 検	65MSN265.5 (飲 用 揚 水)	2 台	2
	80MSN267.5 (雑 用 揚 水)	2 台	2
	50BHS662.2 (井 戸 ポ ン プ)	1 台	2
	25LPS6.25 (給 湯 循 環)	2 台	2
	40BNBME3.7N (飲 用 加 圧 給 水)	1 台	2
	40BNBMD1.5A (雑 用 加 圧 給 水)	1 台	2
ストレージタンク	タンク内清掃・整備作業	2 基	1
	コイル引き抜き	2 基	1回/3年
	性能検査立合い	2 基	1

機 器 名	内 容	数 量	回数 (年)
井 水 濾 過 装 置	N P F - 1 2 X 型 本体、逆洗ポンプエアー 電磁弁点検 薬注装置点検、消耗部品交換 制御盤点検 動作確認、運転調整	1 式	1
排水PH中和処理装置	N R W - 3 型 P H 電極の校正、交換 (年 1 回) 各動力及び操作回路の作動チェック 注入ポンプヘッドの分解清掃 ベルト調整、交換	1 式	1
バイオグリストラップ	バイオフォース (B S P - 2 5 0) バイオ菌投入 定期保守 ※抜き取り清掃時は、立ち会いをする。	1 台 1 式 1 式	1 2 1 2 1 2

公立森町病院

設備機器等総合保守管理要領 (9) 環境衛生

- 1 委託業務の内容（施工箇所及び設備の内訳は、別紙9設備一覧表のとおり）
 - (1) 受託者は、上記の管理箇所は設置した施設の環境衛生について常に良好な状態に保つため、技術員を派遣し、関係法令等に合致した作業及び測定を行うこと。尚、施工及び測定回数は設備一覧表のとおりとする。
 - (2) 受託者は万一事故等により要請を受けたときは直ちに技術員を派遣して適切な処置をとる。
 - (3) 施工及び測定作業において、異常箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急措置を行い、再発防止についてとるべき措置を助言すること。
- 2 業務実施期日
環境衛生・測定業務ごとに年間計画表を作成し委託者の承認を得ること。
- 3 経費の負担
施工及び測定作業に要する器具、材料、消耗品（点検に要する品）は受託者の負担とする。
尚、施工及び測定作業に必要とする電気・水及び取替部品は委託者の負担とする。
- 4 報告の義務
受託者は、施工及び測定が終了したときは、速やかに環境衛生施工・測定結果報告書を提出し、委託者の承認を得ること。
- 5 技術員の服務規律
 - (1) 制服を着用し、胸に社名、氏名入りの名札を付けること。
 - (2) 常に礼儀正しく、丁寧な言動をとる。
 - (3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立ち入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。
また、時間外作業においても、同様に委託者の承認を得ること。
- 6 その他
この要領に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議し、状況に応じた適切な処置を、誠意をもって行うこと。

別紙 9 設備一覧表

環境衛生

項 目	内 容	数 量	単 位	回数 (年)
防 虫 ・ 防 除 (施 工)	食 堂 ・ 売 店	3 0 0	m ²	2
〃 (〃)	全 館 (※ 厨 房、MRI 室 除 く)	8 0 5 0	m ²	2
	リハビリテーションスタッフルーム	1 0 0	m ²	2
大 気 測 定 (ダスト濃度)	小型炉尚式ボイラー 型 式 S F T - 1500	2	基	1

公立森町病院

設備機器等総合保守管理要領

(10)医療ガス設備

1. 委託業務の内容(設備の内容は、別紙10設備一覧表のとおり)
 - (1) 受託者は、上記場所に設置した医療ガス設備を常に良好な状態に保つため、医療ガス機械設備について12ヶ月に4回技術員を派遣し、当該装置の点検・整備・調整を行う。又 医療用液化酸素貯蔵施設について6ヶ月に1回技術員を派遣し、当該施設の点検・整備・調整を行う。
 - (2) 受託者は万一事故等により要請を受けたときは、直ちに技術員を派遣して適切な処置をとる。
 - (3) 点検作業において、異常箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告するとともに、必要な応急処置を行い、再発防止についてとるべき措置を助言すること。
2. 業務実施期日
保守委託期間中、医療ガス機械設備について、3ヶ月点検を2回、6ヶ月点検を1回、12ヶ月点検を1回行う。又、医療用液化酸素貯蔵施設について機能点検を2回行う。
ただし、実施期日については、協議の上変更できる。
3. 経費の負担
点検作業に要する器具、材料、消耗品(点検に要する品)は受託者の負担とする。尚、点検作業に必要とする電気・水道及び取り替え部品は委託者の負担とする。
4. 報告の義務
受託者は、点検及び修理が終了したときは、速やかに医療ガス設備点検結果報告書を提出し、委託者の承認を得ること。
5. 技術員の服務規律
 - (1) 制服を着用し、胸に社名、氏名入りの名札を付けること。
 - (2) 常に礼儀正しく、丁寧な言動をとること。
 - (3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立ち入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。
また、時間外作業においても、同様に委託者の承認を得ること。
6. その他
この要領に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議し、状況に応じた適切な処置を、誠意をもって行うこと。

別紙10設備一覧表

医療用ガス設備

	機 器	台 数
医	マニフールド (予備酸素)	1 台
	高圧バルブ	2 個
	逆止弁	6 個
	連結管	6 本
療	コンプレッサー	2 台
	アフタークーラー	2 台
	メディカルピユアパック	1 台
	レシーバータンク及び付属品	1 基
	ろ過機詰物	6 個
	フィルター	2 個
ス	非治療用空気減圧装置	1 台
機	吸引ポンプ	2 台
	レシーバータンク及び付属品	1 基
械	CEセンサーユニット	1 面
	LGRセンサーユニット	1 面
	マニフールド電源ユニット	1 面
	コンプレッサー制御盤	1 面
	吸引ポンプ制御盤	1 面
	機械室センサーユニット	1 面
	供給元監視モニター	2 面
室		
	シャットオフバルブ	1 1 個
設	アウトレットバルブ (壁付タイプ)	3 7 9 個
	(天吊りタイプ)	1 本
	(リール式タイプ)	4 本
備	余剰コントロールパネル	5 台
	余剰ガスパネル	5 台

医療ガス設備

	機 器	台 数
液 酸 タ ン ク 貯 蔵 所	液酸タンク	1 基
	蒸発器	1 台
	操作盤	1 台
	液面センサーユニット	1 台
	チャージ用電源盤	1 台

公立森町病院

設備機器等総合保守管理要領

(11) その他設備

1. 委託業務の内容（設備の内容は、別紙11設備一覧表のとおり）
下記の各種法令に基づき、該当設備の点検を適切に行う。
 - ・建築基準法第12条
 - ・フロン排出抑制法
 - ・建築物衛生法

2. 業務実施期日
各種法令に定められた点検回数を期日内に実施する。

3. 経費の負担
点検作業に要する器具、材料、消耗品(点検に要する品)は受託者の負担とする。
尚、点検作業に必要とする電気・水道及び取り替え部品は委託者の負担とする。

4. 報告の義務
受託者は、点検及び修理が終了したときは、速やかに各点検結果報告書を提出し、委託者の承認を得ること。

5. 技術員の服務規律
 - (1) 制服を着用し、胸に社名、氏名入りの名札を付けること。
 - (2) 常に礼儀正しく、丁寧な言動をとること。
 - (3) 業務実施のため事務室、診察室、病室等へ立ち入る場合は、事前に委託者の承認を得ること。また、時間外作業においても、同様に委託者の承認を得ること。

6. その他
この要領に定めていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議し、状況に応じた適切な処置を、誠意をもって行うこと。

別紙11設備一覧表
 その他設備

機	器	台	数	回数(年)
建築設備定期検査 ・非常用の照明装置 ・換気設備〈火気使用室〉 ・防火ダンパー ・無窓居室 換気量測定 ・書類検査（検査記録の確認） 空気環境測定（15ポイント2回、外気1回） 風速測定15ポイント 平均風速算出			一式	1
防火設備定期点検 ・防火戸（折れ戸） ・防火戸（両開き） ・防火戸（スライド扉） ・防災監視盤・煙感知器点検 ・法定検査報告書作成及び申請			一式	1
フロン排出抑制法に基づく点検 ・室外機 簡易点検（年4回） ・室内機 簡易点検（年4回） ・厨房配膳室室外機 簡易点検（年4回） ・厨房配膳室室内機 簡易点検（年4回） ・厨房配膳室 フィルター清掃点検（年4回） ・MRIチラー 簡易点検（年4回） ・定期点検（圧縮機出力7.5kw以上）			一式 37系統 68台 1台 1台 1台 1台 3系統	4 4 4 4 4 4 規定回数
かわせみ保育園 家庭用エアコン ・フィルター清掃点検（年4回）			6台	4
飲用水水質検査 ・全項目（16項目） ・消毒副生物（12項目）			1検体 1検体	1 1
飲用水水質検査 ・省略項目（11項目）			1検体	1